

京都府収入証紙廃止に伴う公園使用料の申請手続きについて

令和4年9月末の京都府収入証紙の廃止に伴い、10月以降は以下の方法でお手続きいただきますようお願いいたします。

■公園の使用用途

- ・写真の撮影
- ・案内、行商、募金その他これらに類するもの
- ・映画の撮影
- ・集会、競技会、展示会、博覧会その他これらに類するもの

(※京都府証紙規則第2条)

■令和4年10月以降のお手続き方法

【来所申請】(申請窓口で受付)

- ・申請窓口申請内容及び必要金額を確認。
- ・申請書に必要事項を記入の上、申請先庁舎内の支払窓口にて必要金額を支払い、納付済証及びレシートを受け取り。
- ・納付済証を申請書に添付し、申請窓口へ申請書を提出。

又は

【郵送申請】(納付書による納付を想定)

- ・申請窓口申請内容及び必要金額を確認。
- ・申請書、返信用封筒(納付書用^(注1)、交付用^(注2)の2通)を申請窓口へ郵送。^(注1,注2)長形3号または洋形長3号の封筒を準備し、郵便番号、住所、氏名を記入し、切手84円を貼る。
- ・金融機関又はコンビニで必要金額を納付し、領収印押印済の納付書・領収書及び納付済証を受け取り。
- ・納付済証を申請窓口へ郵送。

※お手持ちの京都府収入証紙は、令和5年3月31日までご利用いただけます。